

東串良町業務継続計画

BOP
Business Continuity Plan

平成 30 年6月
(令和6年3月修正)
鹿児島県東串良町

目 次

第1章 総則	2
1 業務継続計画の策定の趣旨	2
2 業務継続計画の効果	2
3 業務継続計画の基本方針	3
4 業務継続計画と地域防災計画との関係	3
5 業務継続計画の対象範囲	4
第2章 被害状況の想定	5
1 想定する災害	5
2 想定地震における被害想定（最大となるケース）	5
第3章 非常時優先業務	8
1 非常時優先業務の範囲	8
2 非常時優先業務の選定及び業務開始目標時間の設定	10
3 各部局等の主な非常時優先業務【応急業務】	10
第4章 非常時優先業務の実施体制	17
1 職員の参集	17
2 参集可能職員数の把握	19
3 非常時優先業務に係る要員調整	20
4 指揮命令系統の確立	20
第5章 業務継続のための執務環境の確保	21
1 役場庁舎	21
2 代替庁舎の確保	24
3 重要行政データの確保	25
第6章 今後の取組	26
1 業務継続計画の共通認識	26
2 業務継続計画の継続的な改善	26

第1章 総則

1 業務継続計画の策定の趣旨

大規模な災害が発生した場合、町は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関等と連携を図りながら、「東串良町地域防災計画」等に定める災害応急対策等業務を実施する重要な役割を担うことになる。

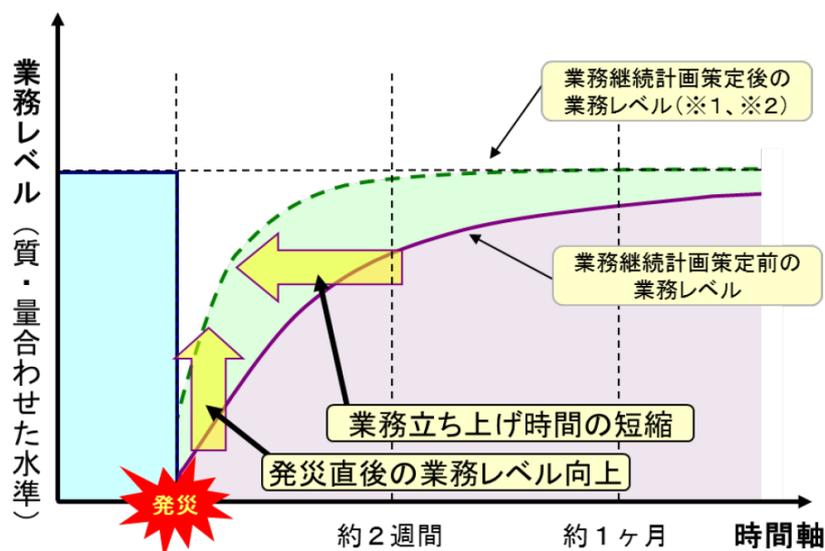
一方で、住民の生活に必要な不可欠な行政サービスの提供は維持、継続する必要がある、中断することのできない通常業務については、大規模災害発生時においても、業務の継続が求められる。

このような状況を踏まえ、大規模災害発生時において、災害応急対策等業務及び通常業務のうち優先すべき通常業務（以下、これらを合わせて「非常時優先業務」という。）を、発災直後から迅速、的確に遂行することが出来るように、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するものである。

2 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上等の効果が得られ、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

【業務継続計画の策定に伴う効果の模式図】



※1：業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2：訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（R5.5：内閣府）

3 業務継続計画の基本方針

町は、大規模災害発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、非常時優先業務を、全庁的体制により最優先で実施し、非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止、縮小する。

4 業務継続計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、町や関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧・復興に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、同業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害発生時においても、適切な業務執行を目的とした計画である。

【地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）】

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（R5.5：内閣府）

5 業務継続計画の対象範囲

業務継続計画は、地域防災計画と密接な関連性を有する計画であることから、東串良町災害対策本部の構成組織を対象とする。

6 業務継続計画に特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素があり、少なくともこれら6要素をあらかじめ定めておく必要がある。

【業務継続計画の特に重要な6要素】

区分	内容	掲載箇所
首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長不在時の職務の代行順位、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。	第4章 4 指揮命令系統の確立
本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。	第5章 2 代替庁舎の確保
電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。	第5章 1 役場庁舎 4 業務に従事する職員の水・食料等の確保
災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。	第5章 1 役場庁舎
重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。	第5章 3 重要行政データの確保
非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。	第3章 3 各部局等の主な非常時優先業務

第2章 被害状況の想定

1 想定する災害

業務継続計画の策定にあたっては、幅広い対策を具体的に検討するため、その前提となる災害を特定し、当該災害が発生した際の庁舎やライフライン等の被害をイメージする必要がある。

本計画においては、「鹿児島県地震等災害被害予測調査結果」(H24～H25)で示された想定地震等のうち、東串良町での想定震度が最大震度5強になると見込まれる次の南海トラフ(西側ケース)を震源とする地震を本計画の想定する災害とする。

震源：南海トラフ【西側ケース】
 震度：最大震度5強
 最大津波高：7.2m
 最短津波到達時刻：38分

2 想定地震における被害想定(最大となるケース)

【家屋・人的被害】

被害項目	被害規模	内訳		季節・時刻
全壊・焼失棟数	670	液状化	650	冬・18時
		揺れ	0	
		斜面崩壊	—	
		津波	20	
		火災	0	
半壊棟数	2、300	液状化	2、200	冬・18時
		揺れ	10	
		斜面崩壊	—	
		津波	40	
死者数	40	津波	40	夏・12時
負傷者数	20	津波	20	
重傷者数	10	津波	10	
要救助者数	0	—	—	
要捜索者数	50	—	—	

(注) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

【ライフライン被害予測】

○上水道被害（断水人口）

被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
1,400	22	1,200	19	550	9	20	—

○電力被害（停電軒数）

被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
10	—	10	—	10	—	10	—

○固定電話不通（不通回線数）

被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
不通回線 (回線)	不通率 (%)	不通回線 (回線)	不通率 (%)	不通回線 (回線)	不通率 (%)	不通回線 (回線)	不通率 (%)
20	—	10	—	10	—	10	—

○携帯電話不通（不通ランク）

被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
停波基地 (局)	不通	停波基地 (局)	不通	停波基地 (局)	不通	停波基地 (局)	不通
—	—	—	—	—	—	—	—

○ガス被害（供給停止戸数）

被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
停止戸数 (戸)	停止率 (%)	停止戸数 (戸)	停止率 (%)	停止戸数 (戸)	停止率 (%)	停止戸数 (戸)	停止率 (%)
0	0	0	0	0	0	0	0

【避難者数】

被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 か月後		
避難者			避難者			避難者		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
840	510	330	890	480	410	830	250	580

【帰宅困難者数】 260 人

【物資需要量】

被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 か月後		
食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
1,800	3,600	1,000	1,700	1,600	960	900	50	500

【産業廃棄物発生量】

産業廃棄物 (万トン)		
産業廃棄物	津波堆積物	計
約 13.1	約 2.7	15.8±

【孤立集落数】 0 集落

※孤立集落に至る条件

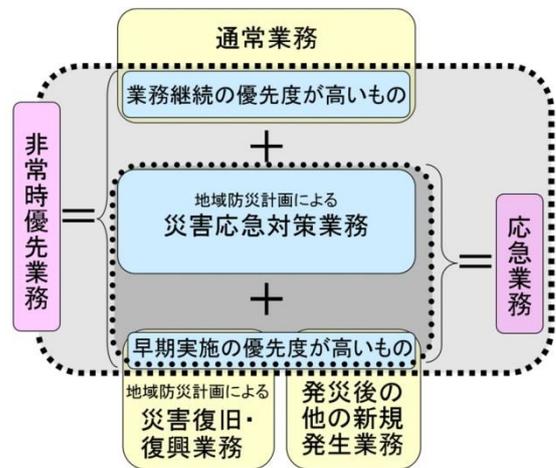
- ・集落へのすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所等に隣接しているため、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し外部からアクセスが困難となるおそれがある集落
- ・船舶の停泊施設がある場合は、地震または津波により当該施設が使用不可能となり、海上交通についても途絶するおそれのある集落

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務であり、「応急業務」と「優先すべき通常業務」に大別される。

「応急業務」は、東串良町地域防災計画に基づき実施する災害関連の応急対策業務であり、「優先すべき通常業務」は、通常業務の中で、住民の安全確保に直結するものや、業務中断により住民生活や地域経済等に重大な支障を及ぼすものなど発災後にあっても早急に開始・再開が求められる業務である。



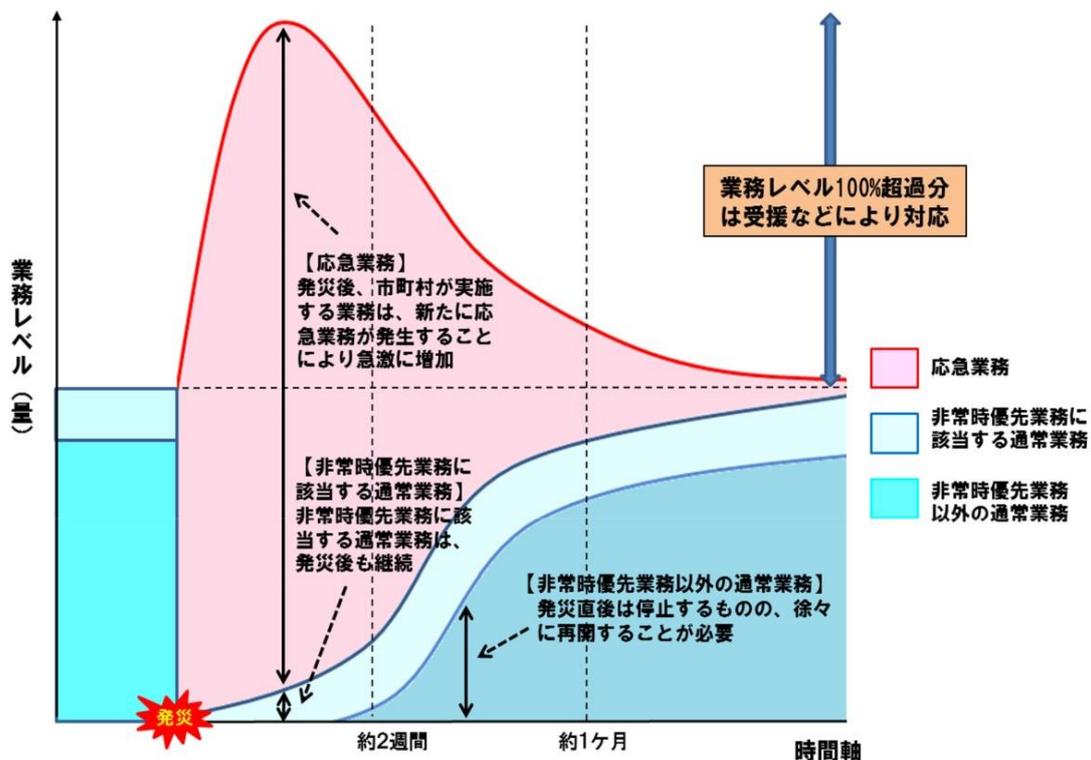
【非常時優先業務のイメージ】

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続計画の手引きとその解説第1版」(H22. 4、内閣府)

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。

特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

【発災後に市町村が実施する業務の推移】



出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続計画の手引きとその解説第1版」(H22. 4、内閣府)

【業務開始目標時間別の業務の整理基準表】

業務開始 目標時間	該当する 業務の考え方	代表的な業務例
3時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務 (人、場所、通信、情報等) b. 被害の把握(被害情報の収集・伝達・報告) c. 発災直後の火災、津波等対策業務 (消火、避難・警戒・誘導処置等) d. 救助・救急体制確立に係る業務 (応援要請、部隊編成・運用) e. 避難所の開設、運營業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務 (幹部職員補佐、公印管理等) g. 参集職員数や被害状況に応じた非常時優先業務等 の見直し
1日 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動(救助・救急以外) の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> a. 短期的な二次被害予防業務 (土砂災害危険箇所における避難等) b. 市町村管理施設の応急復旧に係る業務 (道路、上下水道、交通等) c. 衛生環境の回復に係る業務 (防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等) d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務 (応援受け入れ等) e. 遺体の取扱い業務 (収容、保管、事務手続き等) f. 避難生活の開始に係る業務 (衣食住の確保、供給等) g. 避難所運営における女性の参画や、女性と男性の ニーズの違いを十分に踏まえた避難所の環境整備 業務 h. 社会的に重大な行事等の延期調整業務(選挙等)
3日 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政 機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上に係る業務 (入浴、メンタルヘルス、防犯等) b. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務 (財政計画業務等) c. 業務システムの再開等に係る業務
2週間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本 格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建に係る業務 (被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) b. 産業の復旧・復興に係る業務 (農林水産、商工業対策等) c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務 (契約、給与、補助費等) e. 窓口業務(届出受理、証明書発行等)
1ヶ月 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. その他の業務

2 非常時優先業務の選定及び業務開始目標時間の設定

各部局等ごとに、非常時優先業務の範囲から、非常時優先業務を選定するとともに、業務開始目標時間を設定する。

業務開始目標時間は、業務内容に応じて、1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間の7区分に細分化して設定する。

なお、実際の災害発生時には、事態の状況等によっては、設定した業務開始目標時間にかかわらず必要な業務を実施するものとする。

3 各部局等の主な非常時優先業務

【応急業務】

(注) 表中の業務開始目標次点と実施期間欄の「h」は「時間」、「d」は「日」、「w」は「週」を表す。いずれの場合も期間は以内とする。

○共通業務

業務内容	業務開始目標時点と実施期間						
	1h	3h	12h	1d	3d	1w	2w
①職員の非常配備及び緊急参集に関する事	○	→	→	→	→	→	→
②職員の安否確認に関する事	○	→	→	→	→	→	→
③指揮命令系統の確立に関する事	○	→					
④執務室の安全確認及び保全措置に関する事	○	→	→				
⑤使用可能な業務資源の確認に関する事		○	→	→			
⑥参集職員からの情報収集に関する事	○	→	→	→	→	→	→

○個別業務

対策部名 (担当課)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間						
			1h	3h	12h	1d	3d	1w	2w
総務対策部 部長： ○総務課長 部長付： ○会計長 ○企画課長 ○まちづくり 推進課長	本部班 (総務課)	①総務対策部の総括に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		②災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		③現地対策本部の設置並びに廃止に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		④職員の配置、招集、編成及び出動に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑤避難の準備、避難情報の発令及び解除に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑥避難所の指定、開設及び避難所要員の派遣等に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑦防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑧災害対策の総括に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑨本部会議に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑩国、県及び関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑪気象情報、河川等の諸情報の収集に関する事	○	→	→	→	→	→	→

東串良町業務継続計画

対策部名 (担当課)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間						
			1h	3h	12h	1d	3d	1w	2w
		⑫各対策部及び関係機関の情報収集・連絡に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑬物資、資機材の備蓄、管理に関する事				○	→	→	→
		⑭自衛隊の派遣要請及び連絡調整に関する事		○	→	→	→	→	→
		⑮県及び他市町村への協力要請に関する事		○	→	→	→	→	→
		⑯災害時の救助及び搬送に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑰行方不明者の把握、捜索に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑱災害調書の作成及び各機関への報告に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑲災害情報の収集及び集計に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑳県及び関係機関への災害報告に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		㉑各種通信施設の利用に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		㉒消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		㉓消防団との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		㉔警備、警戒、防ぎょ活動等に対する警察との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		㉕本部長が特に命じたこと	○	→	→	→	→	→	→
		総務班 (総務課)	①職員の応援派遣に関する事	○	→	→	→	→	→
	②職員の災害補償に関する事								○
	③職員及び職員の家族の安否確認及び職員等への支援に関する事		○	→	→	→	→	→	→
	④役場庁舎等（総務課が所管する施設を含む）の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事			○	→	→	→	→	→
	⑤災害時における役場庁舎の利用に関する事		○	→	→	→	→	→	→
	⑥車両の被害調査及び配備に関する事		○	→	→	→	→	→	→
	⑦町有財産の被害調査及び応急対策に関する事			○	→	→	→	→	→
	⑧本部の事務に必要な施設の利用及び整備に関する事		○	→	→	→	→	→	→
	⑨災害協定の応援要請等に関する事					○	→	→	→
	⑩民間団体への協力要請に関する事					○	→	→	→
		⑪応援職員の調整配置に関する事				○	→	→	→
	⑫本部の庶務に関する事	○	→	→	→	→	→	→	
	⑬振興会（自主防災組織）との連絡調整に関する事				○	→	→	→	
	⑭災害関係文書の受理配布に関する事				○	→	→	→	

対策部名 (担当課)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間						
			1h	3h	12h	1d	3d	1w	2w
民生対策部 部長： ○福祉課長	財務班 (総務課) (会計室)	①災害対策に必要な経費の予算経理に関すること					○	→	→
		②物資の調達及び出納に関すること				○	→	→	→
		③義援金等の受領、保管及び配分に関すること						○	→
		④災害復旧対策に関する資金収支に関すること							○
		⑤拠出者等に対する礼状等の発送に関すること							○
	災害調査班 (総務課)	①災害調査の編成に関すること		○	→	→	→	→	→
		②災害調査の配備に関すること		○	→	→	→	→	→
		③被害情報の収集・集計に関すること		○	→	→	→	→	→
	広報班 (企画課)	①広報に関すること		○	→	→	→	→	→
		②報道機関との連絡調整及び協力に関すること		○	→	→	→	→	→
		③災害記録に関すること		○	→	→	→	→	→
		④商工観光施設等（企画課が所管する施設を含む）の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること			○	→	→	→	→
		⑤商工会等との連絡調整に関すること				○	→	→	→
		⑥観光客等に対する災害情報の提供に関すること		○	→	→	→	→	→
		⑦公共交通機関の被害調査及び運行状況等の提供に関すること			○	→	→	→	→
		⑧災害視察者に関すること					○	→	→
	情報班 (まちづくり推進課)	①システム（サーバー等）の復旧に関すること		○	→	→	→	→	→
		②町ホームページによる災害情報の提供に関すること		○	→	→	→	→	→
		③住民情報等のデータ出力に関すること		○	→	→	→	→	→
	福祉班 (福祉課)	①民生対策部の総括に関すること		○	→	→	→	→	→
		②災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること				○	→	→	→
		③災害救助に基づく諸対策に関すること				○	→	→	→
		④被災者への物資等の配給に関すること			○	→	→	→	→
		⑤救援物資の受付及び保管配分に関すること			○	→	→	→	→
		⑥被服寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること			○	→	→	→	→
		⑦被災者に対する食料の炊き出し及び配給に関すること		○	→	→	→	→	→
		⑧被災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関すること						○	→
⑨社会福祉関係施設（福祉課が所管する施設を含む）の災害対策及び被				○	→	→	→	→	

東串良町業務継続計画

対策部名 (担当課)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間							
			1h	3h	12h	1d	3d	1w	2w	
		害調査・報告並びに応急対策に関すること								
		⑩救援状況の報告に関すること	○	→	→	→	→	→	→	
		⑪日本赤十字社及び町社会福祉協議会との連絡調整に関すること				○	→	→	→	
		⑫福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること				○	→	→	→	
		⑬要配慮者等の実態把握及び情報提供並びに避難及び安全確保に関すること	○	→	→	→	→	→	→	
		⑭遺体の収容所の調整に関すること		○	→	→	→	→	→	
		⑮墓地被害の応急対策に関すること							○	
	避難対策班 (福祉課)	①避難所の運営及び管理に関すること	○	→	→	→	→	→	→	
		②福祉避難所との連絡調整に関すること	○	→	→	→	→	→	→	
	救護班 (福祉課)	①医療機関(医師会)との連絡調整及び救護要請に関すること		○	→	→	→	→	→	
		②保健所との連絡調整に関すること		○	→	→	→	→	→	
		③救護所の設置及び運営に関すること		○	→	→	→	→	→	
		④救護班の編成及び派遣に関すること		○	→	→	→	→	→	
		⑤医薬品及び医療用資機材に関すること		○	→	→	→	→	→	
		⑥負傷者の救護及び避難所での保健指導に関すること				○	→	→	→	
		⑦避難所における健康相談に関すること				○	→	→	→	
		⑧被災者の応急医療及び助産に関すること	○	→	→	→	→	→	→	
	衛生班 (福祉課)	①衛生に関すること	○	→	→	→	→	→	→	
		②食品衛生に関すること				○	→	→	→	
		③感染症の発生子防対策に関すること				○	→	→	→	
		④感染症の発生状況等の調査及び報告に関すること				○	→	→	→	
		⑤消毒医薬品等の配布に関すること				○	→	→	→	
		⑥消毒に関すること				○	→	→	→	
		⑦避難所における防疫対策等に関すること				○	→	→	→	
	町民生活対策部 部長： ○住民課長 部長付： ○税務課長	生活班 (住民課)	①町民生活対策部の総括に関すること	○	→	→	→	→	→	
			②し尿、災害廃棄物等の処理に関すること				○	→	→	→
			③清掃関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧に関すること		○	→	→	→	→	→
④遺体の埋火葬に関すること						○	→	→	→	

対策部名 (担当課)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間						
			1h	3h	12h	1d	3d	1w	2w
	被害調査班 (税務課)	①罹災証明の発行に関する事				○	→	→	→
		②被災世帯の固定資産等の調査に関する事				○	→	→	→
		③被災者に係る納税の減免・猶予に関する事							○
農林水産対策部 部長： ○農林水産課長	農政班 (農林水産課)	①農林水産対策部の総括に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		②農林水産施設（農林水産課が所管する施設を含む）の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事		○	→	→	→	→	→
		③災害時の農林水産物資に関する事				○	→	→	→
		④農林水産物及び農林水産用施設の罹災証明の発行に関する事				○	→	→	→
		⑤大隅地域振興局（農林水産部）との連絡調整に関する事				○	→	→	→
		⑥農業協同組合、漁協協同組合、森林組合、その他関係団体との連絡調整に関する事				○	→	→	→
		⑦農林水産関係災害に対する融資に関する事						○	→
		⑧家畜伝染病の防疫に関する事						○	→
		⑨死亡獣畜の処理に関する事						○	→
		⑩病虫害の予防及び防除に関する事						○	→
土木対策部 部長： ○建設課長 部長付： ○農地課長	管理班 (建設課)	①土木対策部の総括に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		②道路等（建設課が所管する施設を含む）の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事		○	→	→	→	→	→
		③通行止め及び迂回路等の計画並びに実施に関する事			○	→	→	→	→
		④避難路、輸送路の確保に関する事				○	→	→	→
		⑥大隅地域振興局（建設部）との連絡調整に関する事				○	→	→	→
		⑦工事関係者との連絡調整に関する事				○	→	→	→
		⑧応急対策用資機材の確保に関する事				○	→	→	→
		土木班 (建設課)	①土砂災害等による災害対策に関する事	○	→	→	→	→	→
	②土砂災害等の警戒巡視に関する事		○	→	→	→	→	→	→
	③水防法に基づく水防活動その他対策に関する事		○	→	→	→	→	→	→
	④水門の操作及び河川堤防の警戒巡視に関する事		○	→	→	→	→	→	→
	⑤障害物の除去に関する事			○	→	→	→	→	→
	⑥土木業者の応援要請に関する事					○	→	→	→
施設班 (建設課)	①応急仮設住宅等の用地確保、建築並びに供与に関する事					○	→	→	

東串良町業務継続計画

対策部名 (担当課)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間						
			1h	3h	12h	1d	3d	1w	2w
		②建築業者の応援要請に関する事				○	→	→	→
		③応急仮設住宅の入居に関する事					○	→	→
		④町営住宅のあっせんに関する事					○	→	→
		⑤被災建築物応急危険度判定の実施に関する事				○	→	→	→
		⑥避難所の仮設トイレ等の設置に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		⑦罹災証明の発行に伴う現地調査に関する事				○	→	→	→
		⑦罹災証明の発行に伴う現地調査に関する事				○	→	→	→
	水道班 (建設課)	①飲料水の確保及び給水に関する事				○	→	→	→
		②被災地の給水計画に関する事				○	→	→	→
		③災害時の水道施設の維持に関する事	○	→	→	→	→	→	→
	農地班 (農地課)	①農地(農地課が所管する施設を含む)の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事		○	→	→	→	→	→
		②土地改良施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事		○	→	→	→	→	→
		③土地改良区との連絡調整に関する事				○	→	→	→
④農地の災害対策及び復旧に関する事							○	→	
教育対策部 部長： ○管理課長 部長付： ○社会教育課長	教育班 (管理課)	①教育対策部の総括に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		②学校関係施設(管理課が所管する施設を含む)の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事		○	→	→	→	→	→
		③児童、生徒等の避難及び安全確保に関する事	○	→	→	→	→	→	→
		④学校教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関する事		○	→	→	→	→	→
		⑤教材等の調達及び施設、教職員の確保に関する事						○	→
		⑥学校給食、炊き出し等の協力に関する事		○	→	→	→	→	→
		⑦災害後の教育環境及び保健衛生に関する事				○	→	→	→
		⑧教育事務所その他関係機関との連絡調整に関する事				○	→	→	→
	社会教育班 (社会教育課)	①社会教育関係施設(社会教育課が所管する施設を含む)の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事		○	→	→	→	→	→
		②史跡、文化財の災害対策及び被害調査・報告並びに保護に関する事							○
		③社会教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関する事		○	→	→	→	→	→
		④災害活動に協力する教育関連地域団体等との連絡調整に関する事				○	→	→	→
	議会対策部	議会連絡班	①議員への被害等の速報に関する事	○	→	→	→	→	→

対策部名 (担当課)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間						
			1h	3h	12h	1d	3d	1w	2w
部長： ○ 議会事務局 長	(議会事務局)	と							
		②議員との連絡調整に関すること	○	→	→	→	→	→	→
		③議会関係者の視察に関すること					○	→	→
		④その他議会対策に関すること			○	→	→	→	→

第4章 非常時優先業務の実施体制

1 職員の参集

本計画が想定する地震が発生した場合、東串良町地域防災計画で定めた配備基準により、職員全員が参集することとされており、職員は、『自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。』となっている。

【参集基準等】

体制	一般災害 配備基準	地震・津波災害 配備基準	配備体制	活動内容
情報連絡体制	町内に気象等の警報が発令されたとき。または各種気象情報から12時間以内に災害が発生すると予想されるとき。	1 町内に震度4の地震が発生したとき 2 町内に津波注意報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	(1) 総務課：2名以上 (2) 建設課：1名以上	災害への警戒を行うため、関係機関との連絡・情報収集に努める。
災害警戒本部体制	町内に気象等の警報が発令され、災害が発生すると予想されるとき。または町内で小規模な災害が発生したとき。	1 町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 2 町内に津波警報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 その他、総務課長が必要と認めたとき	(1) 総務課：3名以上 (2) 建設課：1名以上 (3) 福祉課：1名以上 (4) 農林水産課：1名以上 (5) 住民課：1名以上 (6) 消防団：1名以上 ※(3)以下は、必要に応じて災害警戒本部長が判断する。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制 第1配備	町内に気象等の特別警報が発表されたとき。または相当の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めるとき。	1 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めるとき 2 町内に特別警報(大津波警報)が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震	(1) 総務対策部：3名以上 (2) 第3災害対策本部の分掌事務「表 災害対策本部における担当課及び分掌事務」に掲げる対策部の関係班：対策部長が必要と認める人数 (3) 消防団：団長が必要と認める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。

体制	一般災害 配備基準	地震・津波災害 配備基準	配備体制	活動内容
		警戒)が発表されたとき		
第2 配備	町内全域にわたって、風水害等の大きな災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めるとき。	1 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき 2 町内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で町長が必要と認めるとき	(1)総務対策部：5名以上 (2)第3災害対策本部の分掌事務「表 災害対策本部における担当課及び分掌事務」に掲げる対策部の関係班：対策部長が必要と認める人数 (3)消防団：団長が必要と認める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
第3 配備	町内全域にわたって、風水害等の災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき。または町内全域にわたり甚大な被害が突発したとき。	1 町内に震度6強以上の地震が発生したとき。 2 町内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な被害が発生し又は発生するおそれのある場合で町長が必要と認めるとき	全対策部全員	

2 参集可能職員数の把握

本計画が想定する地震が、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発生した場合には、職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）の確保は、最重要課題の一つであることから、各部局等においては、平素より、所属職員の現住所、通勤手段の状況等により、非常時優先業務の遂行に必要な職員の確保が可能かその把握に努めるものとする。

その際、職員本人及び家族の被災や、家屋の全半壊、救出・救助への従事等により、職員によっては参集出来ない場合があることも想定しておく必要がある。

【職員の平均参集時間予測】（令和6年3月末現在）

区分	自動車使用	徒歩
平均参集時間	6分	40分

【参集予測時間別職員数】（令和6年3月末現在）

○自動車使用（走行速度40キロ）

5分以内	10分以内	15分以内	30分以内	60分以内	60分以上
102	44	9	13	1	1
3キロ未満	6キロ未満	10キロ未満	20キロ未満	40キロ未満	40キロ以上

○徒歩（走行速度6キロ）

5分以内	10分以内	15分以内	30分以内	60分以内
2	23	13	64	44
500m未満	1キロ未満	1.5キロ未満	3キロ未満	6キロ未満
90分以内	120分以内	150分以内	180分以内	210分以内
6	8	4	4	0
9キロ未満	12キロ未満	15キロ未満	18キロ未満	21キロ未満
240分以内	270分以内	5時間以内	6時間以内	6時間以上
0	0	0	0	2
24キロ未満	27キロ未満	30キロ未満	36キロ未満	36キロ以上

3 非常時優先業務に係る要員調整

各部局等において非常時優先業務の執行にあたり、人員が不足する場合においては、まず、第1次調整として各部局等内で調整（各主管課で対応）することとし、さらに、各部局等内で不足が生じる場合は、総務対策部（総務班）が、他部局等に応援を要請することとする。

また、災害時に被災市町村において、他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れを中心とした人的応援については、「東串良町受援計画」に基づき、調整を行うこととする。

4 指揮命令系統の確立

大規模災害発生時においては、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行する必要があることから、各部局等においては、決裁又は同意について権限を有する者（以下「決裁者等」という。）が不在の場合にも迅速・適切に意思決定できるよう、代決者を含む指揮命令系統を日頃から十分周知・確認しておく必要がある。

非常時優先業務に係る指揮命令は、東串良町長の職務代理者順位規則（昭和28年4月1日東串良町規則第5号）に基づき、当該業務の決裁者等が行うこととなるが、決裁者等が不在であるときは、事務決裁規定の規定により、決裁区分及び各部局等の区分に応じて定められた代決の順位により代決者が代決することとなる。

事務決裁規定においては、第2位以下の代決者の代決は、「その処理についてあらかじめ指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもの」とされているが、決裁者等が出勤できず、かつ、電話等による指示も仰げない場合で、緊急に処理することが必要な事案については、この規定に基づき、第2位以下の代決者の活用を含め、適切に対応する。

【東串良町長の職務代理者順位規程に基づく標準的な代決者の例】

首長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	企画課長
第4順位 以下については、緊急事案の性質及び種類を勘案し、職務代理者が欠けている場合、最年長の事務職員とする。		

第5章 業務継続のための執務環境の確保

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力、上下水道等執務環境に係る施設機能の確保が必要である。

このため、役場庁舎（防災庁舎を含む。）の施設機能について、現状把握、課題抽出を行い、大規模災害発生に備えるものとする。

1 役場庁舎

（1）庁舎

現状	<p>○役場庁舎：平成8年竣工</p> <p>○防災庁舎：令和5年竣工（役場庁舎北側に接続した構造）</p> <p>役場庁舎並びに防災庁舎は、新耐震基準（震度6～7程度の地震に対して建物を倒壊させずに、人命を保障する考え方）で設計されており、鹿児島県が公表している津波浸水想定区域の浸水区域外であり、かつ国土交通省が公表している肝属川水系洪水浸水想定区域の浸水想定区域外であるため、甚大な被害は発生しないと考えられる。</p> <p>しかしながら、役場庁舎の西側は傾斜地に建てられており、経年劣化により建物の歪みや雨漏り等も発生しており、南北方向の揺れに対する耐震性はあるものの、東西方向の揺れに対する耐震性には疑問がある。</p>
課題	<p>○東日本大震災では、間仕切壁や天井の一部脱落が報告されており、地震後、安全に避難するための経路確保や活動拠点室の機能確保対策のための検討が必要である。</p> <p>○規模の大きい空間における天井脱落が相次いでいることから、国において基準が見直されている。</p> <p>○役場庁舎については、外壁や屋上防水、屋内天井などの計画的な維持補修を推進していく必要がある。</p>

（2）電力

現状	<p>○役場庁舎</p> <p>停電に備え、庁舎4階機械室に非常用発電機（120KVA×1台）を設置し、12時間運転分の燃料（軽油390リットル）を備蓄している。</p> <p>○防災庁舎</p> <p>停電に備え、防災庁舎西側の屋外に非常用発電機（54KVA×2台）を設置し、72時間運転分の燃料（LPガス980リットル）を備蓄している。</p>
課題	<p>○災害対策に係る業務内容等に応じた電力の確保を図る必要がある。</p> <p>○停電の長期化等が予想される場合などの給油体制等の整備の検討が必要である。</p> <p>○停電の長期化等が予想される場合などに電源車による仮設引き込み等の検討も必要である。</p>

(3) ガス

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○防災庁舎のガスは、南九州液化ガス株式会社がLPガスを供給しており、地震時（震度5程度）には、緊急遮断弁により自動で供給を遮断する。 ○緊急遮断弁が動作した場合は、供給元である南九州液化ガス株式会社が漏洩の有無等を点検し、安全を確認した後、供給を再開する。 ○ガスの供給が止まった場合、防災庁舎の非常用発電機が使用できなくなる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺道路等の被災状況により、供給業者が到着するまでに相当の時間を要する場合は、復旧にかなりの時間が必要である。 ○代替となる設備やシステム等の検討が必要である。

(4) 上下水道

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○断水した場合、庁舎で使用する水の供給ができなくなる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺道路等の被災状況により、給水車やバキューム車等がアクセスできない場合は、トイレや上水の使用が困難である。 ○仮設トイレの設置やペットボトル等による飲料水の確保等代替策の検討が必要である。

(5) 電話・通信

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時優先電話は、役場庁舎総務課設置の1回線である。 ○役場庁舎電話交換機は、保守点検を委託しており、交換機設備に障害が発生した場合は緊急通報装置により対応する。 ○電話交換機電源は、非常用発電機回路に接続しており、停電時に使用可能である。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時、代表回線への着信量が増えた場合、ダイヤルインの積極的活用を促す必要がある。

(6) 情報システム

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁舎が被災した場合は、役場庁舎と出先機関を結ぶ行政情報ネットワークや、国・県・市町村等を結ぶ総合行政ネットワーク（LGWAN）等の通信ケーブル切断によるネットワーク途絶や、停電や空調停止等によるサーバーの異常停止に伴うシステム障害、データの破損・喪失などが想定される。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○情報システムの継続性の確保、あるいは罹災時の早期復旧に最低限必要な資源（設備、要員、電力等）及び、既存の資源の準備状況を把握した上で、被害状況を想定して代替策を検討しておく必要がある。

(7) 公用車（燃料を含む。）

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○東串良町で所有する公用車のうち使用可能な車両を確保した上で、本部の指示に従い、公用車を運行させる。 ○非常用の燃料は確保されていない。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な地震による道路や橋梁等の正確な被災状況を速やかに把握する必要がある。 ○非常用の燃料確保に対する対策を講じる必要がある。

【庁舎機能等】

		役場庁舎	防災庁舎
建築年		平成8年	令和5年
耐震		○	○
災害危険	地震	—	—
	津波	—	—
	浸水	—	—
	土砂	—	—
非常用電源		自動起動型発電機 120KVA×1台 (役場庁舎4階機械室) 12時間運転 (給油により連続運転可)	自動起動型発電機 54KVA×2台 (防災庁舎西側の屋外) 72時間運転 (ガス供給により連続運転可)
通信機器		衛星携帯電話 (役場庁舎2階 総務課内) 県防災システム (役場庁舎2階 総務課内) 防災行政無線親局 (役場庁舎2階 防災無線室)	災害対策総合システム (防災庁舎2階 災害対策室)
		ダイヤルイン電話 (PBXは防災無線室) 災害時有線電話は1回線	—
情報システム		電算室 (役場庁舎2階)	—
水・食糧		—	備蓄倉庫に備蓄 (防災庁舎1階)

2 代替庁舎の確保

本計画が想定する地震では、役場庁舎（防災庁舎を含む。）には甚大な被害は発生しないと想定されるものの、想定地震以上の地震発生により、役場庁舎が著しい損傷を受けたり、周辺地域が被災して職員が役場庁舎に登庁できないような場合も想定される。

このような場合には、東串良町地域防災計画に記載されている役場庁舎が被災した場合の町災害対策本部の設置の考え方と同様に、代替庁舎を確保する。

【代替庁舎検討用リスト】（現況）

		施設名			
		東串良町保健センター	東串良町総合体育館	東串良町総合センター	東串良町防災センター
代替庁舎候補順位		1	2	3	4
耐震対応		○	○	○	○
災害危険度	津波	○	○	△	○
	液状化	○	○	○	○
	洪水	○	○	×	○
	土砂災害	○	○	○	○
	火災等	○	○	○	○
非常用発電機		△	×	○	×
通信機器類	電話	○	○	○	○
	F A X	○	○	○	×
	防災行政無線放送設備	×	×	×	×
	衛星携帯電話	×	×	×	×
備蓄品	水	×	×	×	○
	食糧	×	×	×	○
事務機器・備品	執務室	○	○	○	○
	パソコン	○	○	○	×
	コピー機	×	○	○	×
施設内設備	トイレ	○	○	○	○
	浴室等	○	○	×	○
	簡易炊事設備	○	△	○	○

3 重要行政データの確保

役場庁舎の被災時に重要行政データを運用するサーバが被災した場合を考慮し、重要行政データについては安全に保存しなければならない。

現在、本町では下記の内容にてデータバックアップを行っている。

○行政情報データ確保状況

データ確保状況	○重要データについては、浸水の恐れのない庁舎2階部分の電算室内にサーバを設置し、入口は常に施錠、転倒防止板を設置している。
バックアップ状況	○サーバでのデータバックアップは各システムにより仕様が異なる。 ○ネットワークフォルダに保存されているデータは、毎日バックアップデータを作成しており、1週間前までのデータへの復旧が可能である。 ○重要住民情報データについてはサーバ内で毎日データバックアップを自動取得し、サーバ自体の被災に備え、鹿児島県町村会構築の広域データバックアップにより毎週重要データを4世代分行っている。 ○広域データバックアップ先は同県での広域被災を考慮し、鹿児島県町村会、熊本県町村会、京都府自治体情報化推進協議会の三者相互で実施。
冷却・電源等	○電算室は冷却装置（クーラー）を常時稼働。停電時にも自動発動発電機（庁舎電源兼用）にて自動復帰運転にて対応。 ○停電時にはサーバ群はUPS（無停電装置）と自動発動発電機（庁舎電源兼用）にて電源を常時供給。
システム保守	○重要住民情報システムについては、鹿児島県町村会での共同利用形態をとっていることから、システム保守等については鹿児島県町村会が窓口となる。

○課題等

重要データ以外の業務データのうち、個々のクライアントパソコン等に保存されているデータについては、職員でのデータバックアップが必要となる。

ネットワークフォルダに保存されているデータのサーバ被災時を考慮したバックアップ体制について検討すべきである。

電算化される以前の紙保存データの電子化や保管体制についての検討が必要である。

4 業務に従事する職員の水・食料等の確保

大規模災害が発生した場合、職員は長時間の災害業務に従事することが予想される。

このため、災害業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保については、購入計画や備蓄場所、定期的な点検及び更新など、適切な対策を講じることが重要である。

なお、災害業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の備蓄については、「東串良町備蓄計画」に基づき、備蓄を行うこととする。

第6章 今後の取組

1 業務継続計画の共通認識

本計画を実効あるものとするためには、職員一人ひとりが、災害時に担う役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から認識しておくことが必要であることから、各部署等においては、各所属長が、本計画の趣旨を所属職員に対して周知することにより、本計画の共通認識を図るものとする。

2 業務継続計画の継続的な改善

業務継続体制の一層の充実を図るため、東串良町地域防災計画の修正、組織の改正等の状況に応じ、本計画の必要な見直しを行うなど、PLAN（計画の策定）、DO（訓練・研修の実施）、CHECK（検証）、ACTION（計画の見直し）といったPDCAサイクルによる継続的な改善を推進していく。